

平成28年(ワ)第758号 大垣警察市民監視国家賠償請求事件

原告;三輪唯夫外3名

被告;岐阜県

原告第2準備書面

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

2017年10月17日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 山田 秀樹

(以下略)

2017年6月30日付け被告準備書面（1）に対して、次のとおり主張する。

第1 上記準備書面の「第1」に対して

1 被告の認否の態度

被告は、答弁書において、シーテック社作成の議事録（以下、単に「議事録」という）の内容に対して、「岐阜県警察としては、大垣署員とシーテック社員が意見交換を行っていたこと自体は認めているので、その内容については認否を明らかにする立場にあるが、本件議事録の内容を個別具体的に認否することは、まさに警察による情報収集活動の内容を明らかにすることとなるので、前記(1)で述べたとおり認否しない。」（第2、1、(3)）と主張し、さらに、被告準備書面（1）の冒頭においても、「認否できない理由は、答弁書記載のとおりである。」と主張している（第1）。

2 議事録記載の事実関係について

原告の訴状における主張（請求原因事実）は、議事録に記載されている事実とそこから合理的に推認できる事実に基づくものである。したがって、通常であれば、被告はこれらの主張全体について認否すべきであり、少なくとも、議事録に具体的に記載されている事実の部分については認否すべきである。

しかるに、被告は本件議事録の内容を個別具体的に認否しないなどとして、争うことを明らかにしない。原告の主張する事実につき、被告が争う態度を明らかにしていないことからすれば、少なくとも、原告が議事録から引用した事実については、これを自白したものとみなすべきである（民訴159条1項本文）。

3 被告の主張する認否しない理由は不合理である

被告は議事録記載の内容の事実の存否について認否ができない理由として、「警察が誰の情報を収集しているか否かが明らかとなれば、今後の情報収集活動に支障が生じるだけでなく、公共安全と秩序の維持に影響を及ぼすおそれが生じる」（答弁書第2、1、(1)）とする。

驚くべき大雑把で雑な議論である。このような主張が裁判において認められるならば、警察の情報収集活動には具体的な法律は一切不要ということになり、警察との関係では、人々は個人の尊厳（憲法13条）、人格権の保障はないに等しい。

本件では、岐阜県警の警察官らによる原告らの個人情報の収集（利用、第三者提供）が適法であるか否かが問われているのであるから、被告は岐阜県警の現在行っている、今後行う情報収集活動の適法性を確保するためにも、公的機関として原告らが訴状で指摘する事実があったか否かを回答すべきである。

被告は、答弁書の第2、1、(1)において、岐阜県警の警察官らによる原告らの個人情報の収集活動について個別に認否しない理由として、「例えば」として説明しているが、その内容を原告らに当てはめると荒唐無稽である。すなわち、そこで言う「特定の個人」を原告三輪に置き換えた場合、「原告三輪が警察の情報収集の対象になっていることが明らかとなれば、原告三輪は、情報収集の対象となっていることを前提として活動し、情報収集に対する対抗措置を執られることとなり、以降の情報収集活動に支障が出ることは明らかであるし、他方で、原告三輪が情報収集活動の対象となっていないことが明らかになった場合、そのことを契機として、犯罪や公共の安全と秩序の維持を害する行為が企図されたり、犯罪や公共の安全と秩序を害する行為を企図していた者が、その行為に実際に及ぶ可能性が高まることとなる。」となる。

如何にも奇異である。原告三輪は自分が警察の情報収集の対象になっていることが明らかとなれば、当然、警察に抗議し、中止を求め、すでに収集した自分に関する個人情報の収集の廃棄を求める。これが「情報収集の対象となっていることを前提とした活動」である。原告三輪がとる「情報収集に対する対抗措置」は上記抗議と要求である。原告三輪がこのような行動をとったことにより、岐阜県警が原告三輪に関して「以降の情報収集活動に支障が出ることは明らかである」としても、もともと許されない個人情報の収集をしていたのであるから、遅くも

抗議を受けた時点で中止すべきであり、「以降の情報収集活動に支障が出る」などと言うのは全くの暴論である。「原告三輪が情報収集活動の対象となっていないことが明らかになった場合、そのことを契機として、犯罪や公共の安全と秩序の維持を害する行為が企図されたり」する事態とは一体どのような場面を指すのか。岐阜県警はどのように考えているのか。現実味が全く無い。合理的思考が欠落しており、到底、理解不能である。

原告松島、同近藤、同船田は、「犯罪や公共の安全と秩序を害する行為を企図していた者」ではないから、「その行為に実際に及ぶ可能性が高まることとなる」ことは考えられない。

このように、被告の挙げた例を原告らに当てはめると滑稽なほど意味不明になってしまうのは、原告らが岐阜県警の監視対象になるような人物ではなく、そのことが明らかだからである。このことは、上記当てはめにおいて、原告三輪を、原告松島、同近藤、同船田に入れ替えても同じである。

被告が認否しない理由は全く合理性がない。

第2 同準備書面の「第2 公権力行使の違法性」に対して

1 同「1 情報収集活動の適法性」に対して

(1) 「トラブルの可能性」程度で情報収集は許されない

ア はじめに

被告は「公共の安全と秩序の維持から（中略）トラブル防止の観点から意見交換を行うことはあり得る」、「警察の情報収集活動は、（中略）任意手段で行われる限り、（中略）警察法第二条一項に基づき適法である、などと主張する。

警察の情報収集活動が一般的に警察法2条1項を根拠に許され得るという被告の主張は妥当でない。その点を措けば、被告の主張は、警察の諸活動によって、国民の権利利益が制限されうることを認め、そうした警察の活動が許され

る範囲について適切な法的統制が加えられるべきであるとの趣旨である。これは原告の主張とも一致するところではある。

しかし、被告の指摘する裁判例は、次に述べるように、およそ「トラブルの可能性」という程度の事情をもって、警察による情報収集を許容していない。

イ 「ア」(被告準備書面の項目による)の裁判例

大阪高裁昭和51年9月20日判決(刑事裁判資料217号456頁、判例秘書搭載(判例番号L03120795))は、大学構内における警察による情報収集活動が認められうるのは、「例えば大学の学生自治会において学生がその強固な信念に基いて破壊活動、殺人その他明らかに犯罪と認められる行為の計画ないし謀議をし、更に実行々為に出るおそれがあるとはつきり認められ、しかも大学当局がこれを知らず又は知つていてもその学生に対する管理指導の権能を行使してこれを差止める意思や能力が欠けていると推測されるような場合」であると判示している。つまり、重大犯罪が発生する明白な危険があり、情報収集の高度の必要性が認められる場合であると解される。この判決は、およそ「トラブルの可能性」などという必要性の不明確な状況での情報収集活動が許されるとした裁判例ではない。

また、そもそもこの判決は、警察の情報収集活動を違法と断じた裁判例であって、被告の主張の裏付けとなりうるものではない。

ウ 「イ」(同)の裁判例

大阪高裁昭和41年5月19日判決(大阪学芸大事件に関する同裁判所昭和37年(う)第1437号、及び第592号(いずれも判例タイムズ194号132頁)の2判決))は、「警備情報活動」(警察による情報収集のこと)が許されるのは、「公安を害する犯罪に対する警備実施活動及び捜査活動を行なうための資料として治安情勢に関する情報を適確に収集把握し以て警備警察活動に遺漏なきを期する要があるから」であると判示する。そして、「本件当時の前後において労働運動、社会運動と関連してなされる学生特に大学生の組

織的集団行動がある程度公安に影響を及ぼす事件となっていたことは公知の事実で」あったことが情報収集活動を許す根拠であるとした。

上記裁判例も、警察の情報収集活動が許され得るのは、犯罪の抑止を目的とする場合であるとの理解を示している。「トラブルの可能性」というような曖昧な理由での情報収集を認めた裁判例ではない。

当然ながら、本件においては、何ら「公安を害する犯罪」が行われると思しき事情は見受けられないし、原告らの諸活動が「公安に影響を及ぼす事件」となっていたという事情も存在しない。

エ 「ウ」(同)の裁判例

東京高裁昭和41年3月24日判決(政防法反対デモ事件。刑事裁判資料217号423頁、判例秘書搭載(判例番号L02120742))は、「犯罪や公安を害する事態の(中略)発生可能性がある」ことが、情報収集活動を許容し得る条件とされている。本件はそのような可能性のある事案ではない。

また、上記裁判例においては、「目的の正当性、その行為の必要性及びその行為の相当性の三要件を具備するものを適法行為とすべきであろう」との判断基準が示されている。被告はこれを引用しながら、他方で「必要性、相当性、及び妥当性」の3要件で判断するべきであるとも主張する。つまり、被告は、自らの主張があたかも裁判例によって裏付けられているかのような体裁を取りながら、その実として、「目的の正当性」の要件から目を逸らし、裁判例を無視した独自の主張を展開しているのである。

(2) 裁判例は情報提供を許してはいない

被告の指摘する3つの判例は、「情報収集活動」に関するものであっても、事業者との「意見交換」すなわち第三者への「情報提供」に関するものではない。この点について、被告は主張の裏付けとなりうる裁判例を挙げるができないのである。

(3) 被告は結論の理由を示していない

被告は、「以上のことから、警察の情報収集活動は、(中略) 必要性、相当性。及び妥当性を具備し、(中略) 適法である」と結論付ける。しかし、本件において必要性等の要件を満たしうるような具体的な事実関係については、何ら言及するところがない。警察が原告らの情報を収集した目的、必要性、方法等について、何ら主張することなく、単に「適法だ」と強弁するのみである。

警察の情報収集活動は適法であるという被告の主張は、法律論としても妥当でなく、本件の事実関係を全く無視するものである。考慮に値しない主張と言う他ない。

2 同「2 本件は公権力による干渉、抑圧といえないこと」に対して

被告は、「議事録は、原告らの活動を抑圧する目的で行われた情報収集活動であったとの証拠とはなりえない」などと主張する。

しかし、原告が訴状等にて繰り返し指摘したとおり、議事録には市民運動の広がりや抑圧せんとする警察の意図が赤裸々に綴られている。原告らについて情報収集等を行った警察の目的は明白である。これが原告らの活動に対する不当な干渉、抑圧であることに疑いの余地はない。原告らが受けた権利侵害については、すでに訴状にて指摘したところである。

3 同「3 議事録の内容は、不偏不党 (以下略)」に対して

警察は、原告らの思想信条を推測し、彼らを不穏分子であると不当に決めつけ、長期間に渡る監視の対象とした。しかも、警察は、私企業であるシーテック社の営利活動を支援し、私的紛争にみだりに介入し、情報伝播の二次被害を省みずにシーテック社に対する情報提供を行った。原告らは、そのような警察の恣意的かつ偏頗な活動実態が違法、不当であるとの趣旨で「不偏不党・公平中正に反する」と主張するものである。

これに対し被告は、議事録は「不偏不党、公平中正に反する情報収集活動が行われていたことの根拠とはならない」と反論する。しかし、その論拠は「議事録に記載された情報は、広く一般に知られ、または知られて差し支えない情報であ

るといものである。反論の主張と論拠が整合していない。情報が公知か否かという問題と、警察の情報収集等の活動実態が不当か否かという問題は、論理必然の関係ではない。被告の主張は論理破綻している。

なお、被告は、本件の情報が公知か否かを争点とするのであれば、具体的事実を示して自らの主張を明らかにするべきである。

4 同「4 公共の安全と秩序の維持に反する（以下略）」に対して

原告は、本件においては、原告らの活動によって治安が脅かされるなどと危惧すべき事情が何ら見受けられないから、警察の情報収集等の活動は「公共の安全と秩序の維持」のためとは評価できないと主張した。

これに対し被告は、警察官には「裁量権」があるから、情報収集等が許される範囲は「具体的な犯罪発生の恐れがある場合に限定されていない」などと主張するのみである。本件の情報収集等の活動がなにゆえに「公共の安全と秩序の維持」に資すると言えるのか、被告は全く説明をしないのである。単に「裁量」とか「任意手段」などの用語を並べるだけで、警察の活動を正当化できるわけではない。

そもそも、原告らは、警察の情報収集等によって、プライバシー、表現の自由をはじめとする憲法上の人権が侵害されたのである。いかに行政に裁量権があるとしても、憲法に反し人権を侵害することが許される裁量など、あるはずがない。

5 まとめ

原告は、議事録（その成立の真正を被告は積極的に争っておらず、記載の内容の正確性についても明らかな争いはない。）の記載自体から、またその記載から合理的に推認できる事実から、警察が、原告らの市民運動を抑圧する目的で、彼らを長期の監視対象としたのであると主張し、それが憲法違反であると主張するものである。

これに対し、被告は、警察が原告らについて情報収集を行い、その情報をシートック社に提供した目的や、そのような活動をした理由ないし必要性、そして情報収集の方法等、警察の活動の適法性を判断する上での要素となるべき事実関係

を全く主張できないでいる。警察の活動が警察法2条2項に反しないか否かという問題についても、全く言及することができないでいる。

そこでやむなく、被告は、「任意手段」や「裁量」などの抽象論を振りかざすことで、あるいは事実関係の認否を避ける自らの訴訟態度の問題を証拠（議事録）の証明力の問題にすり替えることで、本訴訟をやり過ごそうとしているのである。反論にも説明にもなっていないと言わざるを得ない。

第3 同「第3 権利侵害（総論）について」に対して

1 同「1 プライバシーが侵害されたとする（以下略）」に対して

- (1) 被告は、「宴のあと」事件東京地裁判決を根拠として、原告らが岐阜県警により収集・取得されたと主張する情報は、そもそもプライバシーの対象となる「他人に知られたくない私生活上の事実又は情報」には当たらず、プライバシー権による保護の対象とはならない等と主張する。

憲法13条が「私生活秘匿権」としてのいわゆるプライバシー権を保障しているという被告の理解自体は、原告も同意見である。原告らは、訴状「第6章 権利侵害(各論)」(29頁以下)において、各原告の「私生活秘匿権としてのプライバシーの侵害」があったことについて、それぞれ具体的事実を摘示して主張している。この点に関し、被告は、原告らが主張する具体的な権利侵害を構成する事実について、一切の認否を明らかにしていない。したがって、「私生活秘匿権」として認められる事実については、これを自白したものとみなされるべきである(民訴法第159条1項本文)。

- (2) なお、被告は、原告らが岐阜県警察職員を地方公務員法(守秘義務)違反によって岐阜地方検察庁に告発した件に関し、「情報は公に知られていない事実ではなく、地方公務員法上の秘密にあたらぬ」との理由で不起訴処分となったことを根拠に、原告らが収集・取得されたと主張する情報は、法的保護に値するものとはいえず、プライバシーの利益として法的保護の対象とはならない

旨の主張もしている。

上記の不起訴処分の妥当性の問題はさておき、検察官が判断したのは、警察官の情報提供が、地方公務員法第34条1項の「職務上知り得た秘密」に該当するか否かである。同規定の構成要件該当性の問題と、憲法が保障するプライバシー権の保護範囲の問題とは性質が異なる。同規定における「秘密」に該当しないとしても、憲法の保護範囲に含まれることは当然にありうる。

また、そもそも、個人情報の収集に関しては、何らの刑罰法規も存在せず、これについて、岐阜地検が何らかの判断を下したわけでもない。

したがって、不起訴処分を引き合いにして原告らの権利が保障されないなどとする被告の主張は、失当と言う他ない。

2 同「2 個人に関する情報を承諾なくみだりに（以下略）」に対して

(1) 京都府学連事件判決

被告は、原告らの主張する「個人に関する情報を承諾なくみだりに収集・管理・提供されない自由」について、「実定法上の根拠を欠いているため、国賠法1条1項の適用上保障された権利・利益とはいえない。」と主張する。

しかし、最高裁は、個人の情報をみだりに収集等されない自由・権利を「私生活上の自由」として憲法13条の保障範囲に含めており、「私生活秘匿権」に限定などしてない。そのリーディングケースとなるのが、京都府学連事件最高裁判決（最判1969年12月24日刑集23巻12号1625頁）である。同判決は、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態・・・・・・を撮影されない自由」を認め、「少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。」として、警察（公権力）による個人に関する情報（その1つである容ぼう等）の収集が、憲法13条で保障される 私生活上の自由を侵害するものであることを判示した。

同判決が、デモ行進参加者についても「私生活上の自由の一つ」として「みだりに容貌・姿態を撮影されない自由」を認めたことに注目すべきである。つまり、最高裁は、個人に関する情報の保護対象を、被告が主張するような「他人に知られたくない私生活上の事実又は情報」に限定せず、公の場で（公道）でデモ行進というアピール行動をしている個人についても、その容ぼう等の情報が保護対象となることを宣言したのである。同判決の調査官解説（最高裁判所判例解説刑事篇昭和44年度494頁）においても、「公道上のデモ行進であるから、肖像権はあらかじめ放棄しているとみるべきであるとする見解は、本判決のとらないところである。」と明言されている。

(2) 最高裁は繰り返し同趣旨の判断を示している

上記の京都府学連事件の最高裁大法廷判決のみならず、個人に関する情報を公権力によりみだりに収集等されない自由が保障されることを、最高裁は繰り返し宣言している。原告らは、すでに複数の該当判例を訴状において摘示している。被告の主張は、判例の趣旨と著しく乖離しているのであって、誤りである。

3 同「4 表現の自由を侵害されたとする（以下略）」に対して

(1) 監視活動はなされていた

被告は、「議事録には警察が原告らの活動を如何にして抑圧、妨害しようとしたのか、その手段方法についても何ら記載されていないのであるから、抑圧を目的とした監視活動が行われていたという原告らの主張が失当である」と主張する。

しかし、手段方法が議事録に記載されていないからといって、監視活動（具体的には、個人情報の収集活動である）がなかったことにはならない。

第1回情報交換自体、大垣署警備課からシーテック社に対して持ちかけていることからして、その以前から、岐阜県警において、原告三輪及び同松島、さらには原告近藤の個人情報を収集していたことは明らかである。しかも、この時点で、大垣署警備課員は、「このような人物と岐阜コラボ法律事務所との連携により、

大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない。」と述べており、「岐阜コラボ法律事務所」、正確には弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所の所員や関係者の行動や活動について情報を収集、蓄積していたことが伺われ、この中に原告船田の個人情報も含まれていた可能性が高い。

また、第1回から第4回までの情報交換において、その都度、原告らの新しい情報を提供していることからすると、岐阜県警では、第1回情報交換以降も、原告三輪及び同松島、さらには原告近藤や原告船田に関する個人情報を収集し、これを大垣署警備課員が情報交換の場においてシーテック社に提供していたことは明らかである。

このように、具体的な手段方法が議事録に記載されていないからといって、原告らの個人情報収集の事実がなかったわけではない。

(2) 不当な干渉・妨害をする目的があった

風力発電は、原子力発電に代わるものであるとすれば、原子力発電廃止を目指す面を持っているが、同時に、自然そのものの大規模な破壊になるだけでなく、長い将来にわたって地域住民の生活や健康に重大な悪影響を及ぼしかねないものである。したがって、ある地域で風力発電事業を行うか否か、どのような規模・内容で行うかは、事業者と関係地域住民が時間をかけて丁寧な議論をし、条件整備を行い、取り返しのつかないことにならないようにして進めるべきである。このような大規模新規事業を開始しようとするときには、当初、地域住民には専門的知識が何もないから、様々な疑問や強い警戒心、不信感を抱くのは当然である。そのため、すでに同様の事業が行われている地域の人々から実情を聞くことによって問題の理解を深めようとするのも当然の対応である。地域に何らかの名目の補償金をばらまけば自治体も地域住民の多くも事業の危険性に関心を抱かなくなり、事業者にすべてをお任せするという黙り込み、受け容れの構図が出来上がるが、これこそ、取り返しのつかない事態を招来するのである。

風力発電事業者としては、我が国のごく近い歴史事実を認識した上で、地域住

民に対して十分な情報を提供し丁寧に説明し、地域住民の理解納得を得る努力をし、地域住民からの指摘や自らの気づきなどにより自らに不十分点があることがわかれば、これを修正、改善する必要がある。

地域住民と事業者との関係は以上のようなものであり、この場面に警察が登場すること自体が異常である。

大垣署警備課がシーテック社を警察署に呼び出して、「このような人物と岐阜コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない。」と威迫し、「大垣警察署としても回避したい行為であり」と、公正な第三者の立場をかなぐり捨て、警察がシーテック社の味方であることをほのめかし、原告三輪、同松島ら上鍛冶屋地区の住民と敵対視させ、対立構図を意図的に作っている。

本来、当事者同士で真摯に話し合うべき場面において、第三者である警察が、一方（原告三輪、同松島ら上鍛冶屋地区の住民）に内緒で、他方（シーテック社）だけと話し合い、一方（原告三輪、同松島ら上鍛冶屋地区の住民）に対する悪感情を吹き込むことは、不当な干渉・妨害以外のなにものでもない。これは偶然ではなく、意図して、目的として行っていることは、大垣署警備課から呼びかけてシーテック社に情報を提供しているという関係性からして明らかである。

(3) 議事録の存在を知らずとも権利侵害はある

また、被告は、「議事録が作成された当時、議事録の存在自体知らなかったのであることからすれば、この点からも、その当時に原告らの活動が抑圧、妨害された事実がないことは明らかである」と主張する。

被告の主張は詭弁である。

そもそも、本件において「原告らの活動」なるものは存在しない。あったのは、原告三輪及び同松島ら上鍛冶屋地区の住民の活動であって、「原告らの活動」ではない。したがって、原告らの活動に対する抑圧、妨害という問題はそもそも存在しない。

そして、上記（２）で説明したとおり、原告三輪及び同松島ら上鍛冶屋地区の住民の活動に対する抑圧、妨害があったことは明らかである。

（４）萎縮効果は監視により生じる

さらに、被告は、「原告らが適法な形で行う活動に行政機関が不利益を課すことはできないのであるから、議事録に関する報道が行われたことで、将来の活動に萎縮効果がもたらされるというのは一般的ではなく、原告らの表現行為に対して萎縮効果があったとする具体的証拠も認められない」と主張する。

これも、全くの詭弁である。

監視、知らない間に自分の情報が収集されていることの恐怖は、「行政機関が不利益を課す」、課さないという問題ではない。岐阜県警が個人情報の収集についてこのような認識だからこそ、岐阜県警の個人情報収集活動は、原告ら、さらには広く一般の人々の言論活動、更にはそれ以前でありそれ以後でもある思想信条の自由を損なう萎縮効果をもたらすのである。

「議事録に関する報道が行われたことで」という被告の主張は、まるで新聞報道さえなければ問題はなかったと言わんばかりである。岐阜県警は自分たちの活動の問題性を全く自覚していない。

第４ 同「第５ 国賠法について」に対して

１ 国賠法上の違法性について

（１）被告が挙げる判例は、本件とは事案が異なる

被告が挙げる判例（最判昭和６０年１１月２１日第一小法廷判決・民集３９巻７号１５１２頁、最判平成１７年９月１４日民集５９巻７号２０８７頁、最判平成５年３月１１日・民集４７巻４号２８６３頁）の事案は、違法の評価を受ける機関及びその行為態様が本件とは全く異なる。

まず、最判昭和６０年１１月２１日第一小法廷判決（民集３９巻７号１５１２頁）は、「国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関係で

政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないというべきであって、国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法一条一項の規定の適用上、違法の評価を受けないものといわなければならない。」として、国会議員の立法行為に関する不作為に関し、国賠法1条1項の基準を述べている。

また、最判平成17年9月14日（民集59巻7号2087頁）も、「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合などには、例外的に、国会議員の立法行為又は立法不作為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるものというべきである。」としており、やはり、国会議員の立法行為に関する不作為に関し、国賠法1条1項の基準を述べている。

さらに、最判平成5年3月11日（民集47巻4号2863頁）は、税務署長のする所得税の更正処分について、「税務署長のする所得税の更正は、所得金額を過大に認定していたとしても、そのことから直ちに国家賠償法一条一項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、税務署長が資料を収集し、これに基づき課税要件事実を認定、判断する上において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と更正をしたと認め得るような事情がある場合に限り、右の評価を受けるものと解するのが相当である」と述べており、税務署長の所得税の更正処分に限定し、国賠法1条1項の違法について言及している。

すなわち、立法不作為の事件においては、国会議員が立法不作為という消極的な状況であったことを前提として、立法行為という作為義務を負うか否かが議論された。また、更正処分においては、納税義務者が積極的に正確な申告義務を負

い、かかる義務を前提として、税務署長の更正処分という積極的な行為の内容が問題とされた。

これに対し、本件は、原告らには何ら監視や情報提供される正当な理由や受忍義務がないにもかかわらず、岐阜県警が原告らの個人情報を違法に収集し、さらにそれを違法にシーテック社に提供した行為を行った事案である。

ゆえに、被告の挙げる最高裁判決は、警察の積極的な違法行為について国賠法における違法性の判断基準を示したものではない上、挙げられた事案が本件とは全く異なるものであって、被告の主張の根拠となるものではない。

(2) 明示的な法律上の義務違反に限られるものではない

被告は最高裁判決（(1)にて上述）を並べ立てつぎはぎし、あたかも定説となったかのように「違法」の解釈を展開する。

しかし、国または公権力の行使にあたる公務員が個別の国民の憲法上の利益や法的利益を侵害してはならないのは当然であり、これを侵害した場合、原則として、その侵害行為が違法となることもまた論を待たない。

国賠法は民法の不法行為法の特別法に当たり、1条は、民法であれば第一次的に不法行為を行なった者が被害者との関係で不法行為責任を負う（709条）ところを、使用者たる国や地方自治体が第一次的に責任を負い、不法行為者たる公務員は組織内において求償責任という形で責任を負うという特殊な関係になっているのである。また、2条、3条も、民法上の不法行為責任とは異なる規定を設けていることから、4条は、「国又は公共団体の損害賠償の責任については、前三条の規定によるの外、民法の規定による。」という規定を設けているのである。したがって、民間同士において不法行為責任を問われるような事実関係においては、国や地方自治体が不法行為責任（＝国会賠償責任）問われるべきは当然である。

なお、一般論として、国家賠償法1条1項が「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当

該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定」することは否定しないが、当該「法的義務」には、法律上に明記されたものに限られず、条理上の義務も含まれる（最判平成3年4月26日・民集45巻4頁653頁等）。

したがって、最高裁においても、国家賠償法1条1項の違法性概念における「法的義務」には、国民の憲法上の権利や法的利益を侵害しない義務は勿論、条理上の義務も含まれるのであり、これをあたかも明示的な法律上の義務に限定するかのような被告の主張は、判例の解釈を誤ったものである。

以上